

J A 秋田厚生連湖東厚生病院 公衆無線LAN利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、患者及び病院利用者の利便性向上を目的として、J A 秋田厚生連湖東厚生病院（以下「病院」という）が提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という）の利用について、必要な事項を定めるとものとする。

(規約の適用)

第2条 本サービス利用者は本規約に同意したものとみなす。なお、病院は必要に応じて予告なく本規約を変更することができる。

(利用時間及び利用場所)

第3条 利用時間及び利用場所は次のとおりとする。ただし、接続台数や電波エリアに限りがあるため、すべての機器の接続や動作保証はできない。

- (1) 外来待合エリア（1階） 6：00～20：00
- (2) ラウンジ（1階） 6：00～20：00
- (3) デイルーム（2階） 6：00～21：00
- (4) 病室（2階） 7：00～21：00

(本サービス利用)

第4条 利用者は院内に掲示してあるSSID・パスワードを利用してインターネットに接続することができる。

- 2 本サービスを利用する機器への設定や操作の問合せについては一切受け付けない。
- 3 本サービスを利用する機器のセキュリティ対策は利用者が行うこと。
- 4 他の利用者の迷惑とならない様配慮して利用すること。特に音声についてはイヤホンを使用するなど対策を行うこと。
- 5 病院は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録する等情報収集を行うことができる。

(禁止事項)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為又はそのおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報

を第三者に提供する行為。

- (5) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
- (6) 選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為。
- (8) ID又はパスワードを不正に使用する行為。
- (9) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを提供する行為。
- (10) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- (11) 大量データの送受信により通信回線に負担をかける行為。
- (12) 利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または病院が不適切と判断する行為。

(免責等)

第6条 病院は、本サービスを利用したことによるウイルス感染やサイトトラブルなど、利用者または第三者が被ったいかなる損害について、その責を一切負わない。

2 病院は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは該当利用者が負担する。

4 本サービスの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において病院は、接続する機種、OS、ソフト等により公衆無線LANを利用できない場合についても、その責を一切負わない。

5 病院は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。

附則

この規約は、令和2年5月29日から施行する。